

都合により日程を変更することがありますので、お問い合わせください。

相談室

名称	日・曜日	時間	相談会場	相談員・申込方法など	問い合わせ	
家庭児童相談 児童虐待相談 DV相談	月～金曜日 ※祝日を除く	8:30～17:15	こども家庭課	☎家庭相談員兼母子・父子自立支援員・女性相談員	こども家庭課 ☎(082)420-0407	
	上記以外(児童虐待通告のみ)		—	—	市役所当直室 ☎(082)422-2111	
家庭児童相談	水曜日 ※祝日を除く	10:00～17:00	子育て・障害総合支援センター	☎家庭相談員兼母子・父子自立支援員	はあとふる ☎(082)493-6073	
障害者・障害児相談	月～土曜日 ※祝日を除く	8:30～17:15	はあとふる(市民文化センター1階)	☎相談支援コーディネーター		
障害者虐待相談	月～金曜日 ※祝日を除く	8:30～17:15	子育て・障害総合支援センター はあとふる(市民文化センター1階)	☎相談支援コーディネーター	障害福祉課 ☎(082)420-0180	
	上記以外(障害者虐待通報のみ)		—	—		市役所当直室 ☎(082)422-2111
広島地域若者サポートステーション[若者交流館]	6日・13日・20日・27日 (いずれも水曜日) 13時～17時	13:00～17:00	市民文化センター研修室1	就職したいけれど、あと一歩が踏み出せない人、職場での人間関係が苦手で辞めてしまった人などの相談を受け付けます。 ☎自己理解、自己表現、コミュニケーション演習、応募書類作成や面接練習など ☎15歳から49歳までの人(保護者からの相談も受け付けます。) ☎要予約	広島地域若者サポートステーション [若者交流館] ☎(082)511-2029	
働く女性の相談室	16日(土)	13:30～14:30 14:30～15:30	市民文化センター研修室3	☎仕事上の悩み(セクハラ、パワハラ、家庭との両立)や、働きたい女性の相談 ☎9日(土) ☎電話、窓口	エスポワール/ 男女共同参画推進室 ☎☎(082)424-3833	
ボランティア相談窓口	第2・4水・土曜日 ※祝日を除く	13:00～16:00	市民文化センター2階ボランティア活動支援センター	☎ボランティアコーディネーター	ボランティア活動支援センター ☎(082)424-9590	
	火・木曜日 ※祝日を除く	13:00～16:00	生涯学習課(市役所北館2階)	☎生涯学習相談員	生涯学習課 ☎(082)420-0979	
不登校サポート「親の会」	第3水曜日 ※祝日を除く	13:30～15:00	西条フレンドスペース(市民文化センター3階)	☎電話	西条フレンドスペース ☎(082)421-8494	
児童青少年総合相談	教育相談	火～日曜日 ※祝日を除く	10:00～12:00 13:00～16:30	☎教育相談員	児童青少年総合相談室 ☎(082)422-3749	
	カウンセラー相談	火・水・金曜日 ※祝日を除く	13:00～16:00	☎臨床心理士 ☎☎電話または窓口(開館日の10:00～16:30)		
	子育て相談	火・木・日曜日 ※祝日を除く	9:00～12:00 13:00～15:30	☎児童厚生員		
精神科医による精神保健相談	14日(土)	13:30～15:00	県東広島庁舎2階保健相談室	☎☎精神科医による個別相談 ☎☎電話	県西部東保健所保健課 ☎(082)422-6911(代)	

市政への要望(文書・電話・ファックスなど)

①タイトル②要望事項③住所・名前・ファックス番号を記入の上、あなたの声をお寄せください。(地域づくり推進課) ☎(082)420-0924 FAX(082)423-0270

Free of Charge 外国人相談窓口・Information and Consultations・Salão de Comunicação・外国人相談窓口・Dịch vụ tư vấn

言語	曜日	時間	場所	問い合わせ	
Daily Life Consultations Consultas Diversas 生活相談 Tur v ản s ố ng 生活相談	English 英語	Tuesdays, Wednesdays, Thursdays【火、水、木】 Saturdays【土】 Mondays, Fridays, Sundays【月、金、日】	9:00～17:00 9:00～13:00 13:00～17:00	市民文化センター コミュニケーションコーナー ☎(082)423-1922 (公財)東広島市教育文化振興事業団 ☎(082)424-3811 http://hhface.org/corner/jp.html	Communication Corner Salão de comunicação コミュニケーションコーナー ☎(082)423-1922
	Português ポルトガル語	Quartas, Quintas, Sábados【水、木、土】	9:00～13:00		
	中文 中国語	星期一、二、五、日【月、火、金、日】 星期四、六【木、土】	9:00～13:00 13:00～17:00		
	Tiếng Việt ベトナム語	Chủ Nhật【日】	13:00～17:00		
Legal Consultations Consulta Jurídica 法律相談 Tur v ản pháp luật 法律相談	1月9日(土) ①13:00～②14:00～ ③15:00～		市民文化センター 研修室	弁護士が法律相談に応じます。英語・ポルトガル語・中国語の通訳あり。 1週間前までに予約が必要。 相談時間は約40分	

名称	日・曜日	時間	相談会場	相談員・申込方法など	問い合わせ
法律相談	7日・14日・21日・28日、2月4日 (いずれも木曜日)	13:00～16:00 ※相談時間は30分以内	地域づくり推進課	☎弁護士 ☎12人/日(抽選) ☎☎当日受付(8:30～9:00)に電話またはファックス、窓口 ※相談は原則年度内1回限り	地域づくり推進課 ☎(082)420-0924 FAX(082)423-0270 ※ファックスで申し込む場合、必ず電話番号やファックス番号を明記してください。
登記・法律相談(相続・成年後見など)	13日(水)、20日(水)	10:00～12:00 ※相談時間は30分以内	—	☎司法書士 ☎8人/日(先着順) ☎☎当日受付(8:30～9:30)に電話またはファックス、窓口	—
消費生活相談	月～金曜日 ※祝日を除く	9:00～12:00 13:00～17:00	消費生活センター(市役所北館1階2番窓口)	☎☎消費者と事業者間の契約トラブルに関する相談 ☎☎消費生活相談員	消費生活センター ☎(082)421-7189
お昼の消費生活相談	月～金曜日 ※祝日を除く	11:00～13:00	—	☎☎消費生活センター受付時間外の相談窓口です ☎☎国民生活センター職員など	国民生活センター ☎(03)3446-0999 消費者ホットライン ☎188
休日の消費生活相談	土日祝日	10:00～16:00	—	—	—
心配ごと相談・行政相談	西条会場 5日(水)、2月2日(水)	13:00～16:00	市役所北館1階相談室1	(心配ごと相談) ☎心配ごと相談員(民生委員・児童委員) (行政相談) ☎☎国の行政に関する要望や相談 ☎☎行政相談委員	市役所北館1階 相談室1
	八本松会場 13日(水)、2月10日(水)	13:00～16:00	八本松地域センター		
	志和会場 21日(水)	13:00～16:00	志和出張所		
	高屋会場 25日(水)	13:00～16:00	高屋西地域センター		
	黒瀬会場 12日(水)、2月1日(水)	9:00～12:00	黒瀬支所南庁舎5階第3会議室		
	福富会場 13日(水)、2月10日(水)	13:00～16:00	福富保健福祉センター		
	豊栄会場 ※中止	—	—		
河内会場 28日(水)	13:00～16:00	河内保健福祉センター			
安芸津会場 15日(金)	13:00～16:00	安芸津文化福祉センター			
自殺予防相談	年中無休	24時間	—	—	—
人権相談	月～金曜日 ※祝日を除く (電話・インターネットメールのみ)	電話相談 8:30～17:15 (外国人権相談ダイヤルは9:00～17:00)	(全国共通) ・みんなの人権110番 ☎(0570)003-110 ・子どもの人権110番 ☎(0120)007-110 ・女性の人権ホットライン ☎(0570)070-810 ・外国人権相談ダイヤル ☎(0570)090-911	インターネット人権相談受付窓口 https://www.jinken.go.jp/	広島市のちの電話 ☎(082)221-4343 よりそいホットライン ☎(0120)279-338
ひがし広島法律相談センター	毎週水曜日 (変更になることがある)	13:00～16:00	市民文化センター2階研修室3	☎☎広島弁護士会 ☎☎☎☎電話(休業日を除く9:30～16:00) ☎☎☎☎有料	ひがし広島法律相談センター ☎(082)421-0021
遺言・契約書などの作成	月～金曜日 ※祝日を除く	10:00～12:00 13:00～16:00	東広島公証役場(市民文化センター4階)	☎☎公証人 ☎☎☎☎電話	東広島公証役場 ☎(082)422-3733
県民相談	月～金曜日 ※祝日を除く	9:00～17:00	広島県生活センター(県庁農林庁舎1階)	☎☎離婚、相続、近隣トラブル、交通事故などに関する相談 ☎☎☎☎県民相談員	県民相談窓口 ☎(082)223-8811

教えて 消費生活

排水管の高圧洗浄
トラブルに注意

《事例》(80歳代 女性)
「排水管の高圧洗浄3千円」というチラシを見て、電話で依頼した。来訪した業者からの見積書は2万円を超えていたが、自分が家に呼んだので断つたら申し訳ないと思い、契約書にサインした。その後、同じ業者の別の人が家に来て、「排水設備が老朽化しているので、全部交換したほうが良い。」と言われ、20万円の排水工事の契約をした。

低価格を強調したチラシを見て排水の高圧洗浄を依頼したところ、高額な費用を請求されたという相談が寄せられています。チラシに〇〇円と大きく記載されていても、料金の条件や詳細な説明が立たない部分に書かれていることがあります。排水管洗浄の契約をきっかけに、業者が別作業の契約を勧誘してくる場合もあります。必要がない契約はきっぱりと断ることが大切です。

消費生活センター
☎(082)421-7189